

協議会だより

こどもの居場所部会(第一五回)が開催されました

二〇二四年九月十七日、このも家庭庁こども家庭審議会こどもの居場所部会(以下、部会)の第一五回が開催されました。二〇二四年三月の第一四回からは半年ぶり、二〇二四年度に入ってからのはじめです。

議事は、「令和六年度のこどもの居場所部会について」「児童厚生施設及び放課後児童クラブに関する専門委員会における検討結果について」「こどもの居場所づくり支援体制強化事業の進捗について」「令和六年度調査研究事業の進捗について」「指針の広報・啓発資料作成の進捗について」「こどもの居場所づくりに関する指針解説書について」でした。

八月までに三回の専門委員会が開かれ、「放課後児童クラブ運営指針」(以下、「運営指針」)の改正について議論してきました。

現行の「運営指針」の「第5章4(1) 学校施設を活用して実施する放課後児童クラブ」の項目には、「学校施設を活用する場合には、放課後児童クラブの運営主体が責任をもって管理運営に当たるとともに、施設の使用に当たって学校や関係者の協力が得られるように努める」との記述があります。第一回の専門委員会

の懇談や要望を行ってきました(本誌二〇二四年六月号、八月号の「協議会だより」参照)。

二〇二四年九月十七日の部会で、専門委員会での検討結果として、以下の改正案が示されました。【】内が変更点。

二〇二六年度)に議論するべきと考える内容について検討すること」「こどもの居場所づくりに関する指針」の見直しを、二〇二八年度に予定していること」が示されました。次回部会は、二〇二五年二月開催予定です。

「放課後児童クラブ運営指針」の改正案が示されました

前述の部会のもとに、二〇二四年三月、「児童厚生施設及び放課後児童クラブに関する専門委員会」(以下、専門委員会)が設置され、同年

で、事務局である「こども家庭庁成育環境課」から、ここに「特別教室のタイムシェアについて追記してはどうか」と提起がありました(後述参照)。

全国学童保育連絡協議会(以下、全国連協)は、「全国的な標準仕様」として示された「運営指針」に「一時的な運用である『タイムシェア』の記述が加わることは、恒常的な標準仕様として認めることになりかねない」と懸念し、「こども家庭庁と

【】学校施設を活用する場合には、市町村と市町村教育委員会が連携し、放課後児童クラブの運営主体が責任をもって管理運営に当たるとともに、施設の使用に当たって学校や関係者の協力が得られるように努める。【】専用区画を安定的に確保するまでの間、放課後児童クラブを一時的に特別教室等のタイムシェアによって運営する場合には、あらかじめ確認すべき事項について、学校等と取り決め等を行うよう努める。また、タイムシェアを行う特別教室等については、育成支援にふさわしい環境とするよう配慮を要する。】「改正等のスケジュール」は以下のとおりです。「放課後児童クラブ運営指針解説書(第三版)」の作成

「同解説書と共に、二〇二五年一月を目処に改正通知（仮）も家庭庁成育局長通知）を发出する（適用は二〇二五年四月一日から二〇二五年度からの放課後児童支援員認定資格研修に関する対応を行う）」都道府県等認定資格研修ガイドライン（研修科目のシラバス等の改正）都道府県等認定資格研修講師養成研修の開催（二〇二五年二月予定）。

※ ※ ※
《参考》これまでの専門委員会の議論

【第一回・三月八日】「運営指針」に「特に特別教室をタイムシェアする場合には、あらかじめ確認すべき事項について、取り決め等を行うことが望ましい」との一文を加筆する案が示され、委員から、「特別教室のタイムシェア」は、『一時的』であることを強調してほしいとの意見が出された。

【第二回・五月二九日】新たに項目を起して、「放課後児童クラブを一時的に特別教室等のタイムシェ

アによって運営する場合には、あらかじめ確認すべき事項について、学校等と取り決め等を行うよう努める」との案が示された。

【第三回・八月二日】【一】内を加筆した案が再提案された。「学校施設を活用する場合には、【市町村と市町村教育委員会が連携し】放課後児童クラブの運営主体が責任をもって管理運営に当たるとともに、施設の使用に当たって学校や関係者の協力が得られるように努める」放課後児童クラブを一時的に特別教室等のタイムシェアによって運営する場合には、あらかじめ確認すべき事項について、学校等と取り決め等を行うよう努める。【また、タイムシェアを行う特別教室等については、育成支援にふさわしい環境とするよう配慮すること】。

これについて委員から、「タイムシェアでは、子どもの安全・安心が脅かされるのではないか」「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」には原則として専用区

画であることが示されている。これを付け加えてはどうか」「この書き方では、市町村が正しく理解することがむずかしいのではないか」との発言があり、委員長と事務局に修正が一任され、九月一七日の部会を迎えた。

「子ども性暴力防止法」について説明がありました

二〇二四年九月一七日、子ども家庭庁成育局安全対策課から全国連協に、「学校設置者及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和六年法律第六九号）（通称「子ども性暴力防止法」）の施行等の報告と今後の流れについて、同年九月一三日に開かれた「第一回子ども性暴力防止法に関する関係府省庁連絡会議」で示された資料（子ども家庭庁HPに掲載）をもとに報告・説明が行われました。

二〇二六年二月二六日の施行期

限をめざして、「再犯対策のみならず九割を占める初犯対策・予防策を徹底することも含めて」「子ども性暴力防止法」の下位法令にあたるガイドラインの策定を検討する予定とのこと。

全国連協からは、つぎの点を伝えました。「日本版DBSに寄せられる関心は高く、「子どもを守る」ための法整備を歓迎している」「一方、学童保育の運営主体は、多岐にわたり、性犯罪歴という個人情報を通じて扱えることができるのかという懸念もある」「このことを理由に、民間企業への委託や指定管理者制度への移行が進むおそれもある」「性犯罪歴という個人情報扱ったあたって、実施主体である市町村の関与が必要ではないか」「放課後児童支援員」の資格には「認定の取消」という仕組みがあるものの、「認定の取消」を国が把握する仕組みにはなっていない点の改善が必要」。この件について、くわしいことがわかり次第、お知らせします。